いじめ事案への対応について（フロー図）

R5.4　岐阜市立則武小学校

さ　最悪を想定して
し　慎重に
す　素早く
せ　誠意をもって
そ　組織的に対応する

保護者・児童

学　校
職　員

校長・教頭
いじめ対策監

市教委・関係機関
（警察、子ども若者総合支援センター
中央子相、スクールロイヤー　等）

いじめの疑いのある事案発生（情報入手）

発見

情報共有

・心のアンケート
・ここタン
・連絡帳
・手紙
・電話　等

訴え・相談

児童から
保護者から
地域の方から

他

概要（第一報）の把握（発見）
担任、発見・相談を受けた職員
・手紙、連絡帳等（無い場合はメモを作成）の具体物のコピー
※被害の拡大防止
必要により他の職員の応援要請

ただちに報告
メモ，コピー

概要の把握　校長・教頭・（いじめ対策監）
〇いじめ対策チームの組織
・関係職員の招集
〇今後の方向の決定・指導の指示
必要に応じて保護者へ連絡し，指導の方向を確認する
同時に状況により市教委へ第一報を報告し、必要な指導を受ける
・詳細に聞き取る内容（何を）
5W1H 時系列
・聞き取りの範囲（誰に）
・聞き取りの順序（誰から）
・制限時間の設定（いつまでに）
・役割分担(原則２名１組　人数不足の場合は子供の別室待機も考慮)
※最優先（授業自習可）

直ちに
学校安全支援課へ第一報

助言・指導

いじめを受けた児童
いじめを知らせてきた児童
の安全確保

職員の付き添い
別室での待機

指示，分担

聞き取り内容の集約（いじめ対策チーム）
・聞き取り内容を照らし合わせ，食い違いの有無を確認する（担任，学主，いじめ対策監，生徒指導　等）
（内容は必ずメモのコピーで確認する）
・食い違いがある場合は，繰り返し丁寧に確認する

事実確認

いじめた児童
関係児童
周りの児童
関係保護者

聞き取り
共感的に

いじめを受けた児童を含めた関係児童
関係保護者

いじめ対策チーム（校内「学校いじめ防止等対策推進会議」）
情報集約・全容の把握
いじめの有無，内容　→　指導の方向の確認（修正）

直ちに
学校安全支援課へ第二報
（学校安全支援課との協議、助言・指導により、警察、ｽｸｰﾙﾛｲﾔｰ等へも相談する）

助言・指導

状況に応じていじめを受けた児童を含めた関係児童，その保護者へ集約した事実を報告し、指導の方向を確認（児童，保護者の希望・要望をもとに相談し、以後の指導に生かす）

いじめを受けた児童の支援，
いじめた児童の指導

指導・支援

いじめを受けた児童
心に寄り添う声かけ
・今後の不安を取り除き，安心して生活できるよう全職員で見守ることを約束する
・心配なことがあればいつでも相談できる体制づくりを約束する

いじめた児童
共によりよく生きる生き方をめざす指導
・いじめを受けた児童の心情に立たせ，二度とこうした行為を繰り返さないよう約束する
・よりよい自分をめざすための努力を積み重ねる約束つくりをする

謝罪の場の位置付け

保護者への連絡

いじめを受けた児童の保護者
事実及び指導の経過の報告
校内で発生したことへのお詫び
・今後，本人が安心して生活できるよう全職員で見守ることを約束する
・心配なことがあればいつでも相談できる体制づくりを約束する
※状況に応じて，家庭訪問，懇談を行う

いじめた児童の保護者
事実及び指導の経過の報告
・二度とこうした行為を繰り返さないよう家庭でも指導いただくよう依頼する
・今後の本人の努力を見守ることを約束する
・児童，保護者の間で今後，遺恨を生じさせることなく健全な関係がはぐくめるよう支援する
（いじめを受けた方への謝罪を勧奨する）
※状況に応じて来校を依頼し，今後の指導の方向について懇談を依頼する

校長・教頭・いじめ対策監　指導・支援

学校安全支援課へ報告
（これまでの対応の経過に基づき，関係機関へ報告を行うとともに助言・指導を受ける）

発覚した日のうちにここまで指導を進めることを基本とする

助言・指導

見届け

指導後　経過の観察・見守り・情報交換（関係児童、保護者、周りの児童　等）
関係児童の普段の様子を見守る（担任，学主，いじめ対策監，生徒指導　等）
（再発の有無、よりよい人間関係づくりの様子）

いじめを受けた児童・保護者
継続的な見守り・相談
・本人に対して，その後，いじめを受けた児童との間で心配なことはないかどうか，確かめる
・周りの児童、保護者に対して，本人の様子で気になることがないかどうかを確かめる

いじめた児童・保護者
継続的な見守り・相談
・本人に対して、努力を積み重ねる約束ができているかどうかを確かめ，僅かであっても努力を認め、ほめる
・周りの児童、保護者に対して、本人の様子で気になることがないかどうかを確かめる

報 告

聞き取り

校長・教頭・いじめ対策監
指導後・経過の把握
認め、励まし

経過報告
（経過の状況に応じて、学校安全支援課、関係機関へ相談し、助言・指導を受ける）

助言
指導

・指導記録の保管
・学校いじめ防止等対策推進会議での報告・協議
・学校運営協議会、必要に応じてＰＴＡ役員会での報告
・次年度への引き継ぎの確認